

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「支援費支給決定について」の一部改正について

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法及びこれらの関係法令により規定している支援費の支給決定の実施に伴う取扱いについては、平成15年3月28日障発第0328020号本職通知「支援費支給決定について」によるところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成16年10月1日から適用する。

今回新たに設定された「通院等の乗降介助」は、従来より「身体介護」として行われていたサービスのうち、いわゆる介護タクシー事業者等が自ら運転して通院を支援するサービスを切り分けたものである。つまり、現状の支給決定においても、「通院等の乗降介助」にかかる時間は既に見込まれているものであることから、支給決定を見直して「通院等の乗降介助」を決定する際は、併せて「身体介護」の時間数の見直しが必要になるものと考ええる。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

の2の(1)の を次のとおり改める。

居宅介護

次のとおり、身体介護中心、通院等の乗降介助中心、家事援助中心、移動介護中心、日常生活支援中心（日常生活支援中心は、身体障害者のみ）の各サービス類型を特定して、それぞれ30分の倍数又は回数で決定する。

- ・身体介護中心 時間（30分）/月
- ・通院等の乗降介助中心 回/月
- ・家事援助中心 時間（30分）/月
- ・移動介護中心 時間（30分）/月
- ・日常生活支援中心 時間（30分）/月
 - 1 移動介護については、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合かも併せて決定。
 - 2 同時に2人の従業者からサービス提供を受ける場合も、上記と同様に決定する。つまり、身体介護中心20時間/月との支給決定は、同時に2人の従業者から10時間サービス利用が可能（また、例えば、同時に2人の従業者から5時間と1人の従業者から10時間のサービス利用も可能）であることを意味し、利用方法は、利用者と事業者の合意により利用することとする。